

ケアサービス サンセール 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(趣旨)

第 1条 本規程は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下法という。)第8条第21項の指定居宅介護支援を行う事業所の設置及び管理運営等の重要事項につき定めるものとする。

(事業所の名称等)

第 2条 指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ケアサービス サンセール
所在地	神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号

(実施主体)

第 3条 指定居宅介護支援事業所の実施主体は、有限会社 サンセールとする。

(事業の目的)

第 4条 指定居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画を作成するとともに、同計画に基づくサービス提供が確保されるよう関係諸機関との連絡調整を行い、入院・入所が必要な場合には入院・入所先への紹介等の便宜を提供する事その他の必要な支援を行う事により、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする事を事業の目的とする。

(運営の方針)

第 5条 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行わなければならない。

- 2項 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様の心身の状況およびその置かれている環境等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者様の選択に基づき、多様な事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行わなければならない。
- 3項 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って行わなければならない。
- 4項 指定居宅介護支援事業所の運営は、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立の立場で行わなければならない。
- 5項 指定居宅介護支援事業所の運営は、市町村、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条に規程する老人介護支援センター等、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行わなければならない。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 6条 職員の職種、員数、及び職務内容については、以下の通りとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。
 - ① 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成する。
 - ② 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7条 指定居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間 午前9:00から午後5:00までとする。
- 3 休業日は次のとおりとする。
 - ① 土曜日・日曜日・祝日
 - ② 12月30日 から1月3日までの日①②については電話等により常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第 8条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者様負担はない。

- 2項 介護支援専門員は、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保健施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
課題の分析については使用する課題分析の方法はMDS-HC方式等を用いる。
- 3項 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者様の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。
モニタリングの結果については、その都度記録する。
- 4項 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を利用者様の自宅、当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5項 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6項 次条の通常の事業の実施地域以外からの利用者様の要請があった場合は、あらかじめ利用者様への説明と同意を得ていることを前提として指定居宅介護支援に要した交通費の実費の支払を受ける事ができる。

事務所から1kmにつき・・・ 30円

(通常の事業の実施地域)

第 9条 指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域は、座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市南区とする。

(秘密保持)

第10条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員及びその他の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者様及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。
また従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定居宅介護支援事業所は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでは
ならない。

(相談、苦情等の受付窓口)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、利用者様からの相談・苦情等に対する窓口を
設置し、利用者様の相談・苦情等に対して、迅速・誠実に対応する。

(1)相談・苦情等の受付窓口

サービス担当窓口

担当 勝又 一成
電話番号 046-298-5855
受付:月～金の 9:00～17:00(土・日休み)
(不在時は自動転送)

(2)その他の相談窓口

座間市 : 介護保険課 046-252-7538
受付:平日の 8:30～17:15(土・日・祝日休み)
大和市 : 介護保険課 046-260-5169
海老名市 : 高齢介護課 046-235-4952
綾瀬市 : 高齢介護課 0467-70-5636
相模原市 : 介護保険課 042-769-8321
神奈川県国民健康保険団体連合会
: 介護苦情相談課 045-329-3447
0570-022110

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者
様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2項 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3項 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を
速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 指定居宅介護支援事業所の会計は、毎年9月1日から翌年8月末日の期間とする。

2項 指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員その他の職員の勤務
体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示するものとする。

3項 介護支援専門員は、サービスの提供を利用者様に強要してはならない。又当該事業者
等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4項 指定居宅介護支援事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う他、
居宅サービス計画、サービス担当者会議、その他の指定居宅介護支援の提供に関
する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

5項 職員の資質向上のために、初任時研修及び定期的な研修の機会を確保する。

- ① 初任時研修 採用後 3ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4回

6項 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サンセールと事業所
の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 3 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4 その他虐待防止のために必要な措置

2項 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者家族等高齢者
を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、
これを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

平成24年8月1日	第6条2項一部改訂
平成26年7月1日	第6条2項一部改訂
平成27年7月1日	第6条2項一部改訂
平成29年4月1日	第6条2項一部改訂
平成31年1月1日	第7条3項一部改訂
〃	第8条6項一部改訂
〃	第9条一部改訂
平成31年2月1日	第12条1項・2項一部改訂
令和2年2月3日	第2条一部改訂
令和3年2月1日	第6条1項・2項一部改訂
〃	第12条一部改訂(携帯電話番号)
令和4年7月1日	第6条2項一部改訂
〃	第7条3項②一部改訂
令和5年9月1日	第7条3項①一部改訂
	第15条追加